(厚生労働省6(V-5-1))

						(字工)	労働省6(V-5-1)) ┃		
施策目標名	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること (施策目標 V −5−1) 基本目標 V : 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5:求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること								
	【求職者支援制度について】 ○ 本施策は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保し、職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にするとともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援により、求職者の早期の就職を支援するものである。なお、求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」がある。 ○ また、ハローワークは求職者に対してキャリアコンサルティングを実施し、適切な訓練へと誘導するとともに、個々の求職者の状況を踏まえて作								
施策の概要	【 受講勧奨 ○ 訓練の	について】) 受講促進のため、/	、ローワークの所内で、	来所者の目に訓練情報		の早期の就職に向けて取 限り増やすとともに、来所			
	〇 また、「 など)と連	関係機関(都道府県 隽した訓練の周知・』	広報のほか、SNS(LINE	う 新業施設など) や、生活国	どを活用したアウトリー・	幸福祉協議会、自立相談え チ型の周知・広報を行って			
	〇 平成25 28年度JIL		行われた調査では、雇用]保険(失業給付基本手	当)の受給期間中に再就	就職先が見つか った人は	4割程度である(平成		
		_ , , _ , , , , , , , , , , , , , , , ,				、雇用保険の給付を受ける る支援を行う必要がある			
施策を取り巻く現状	※1 求職者支援訓練の受講者数の推移 令和2年度:23,734人(うち基礎コース5,838人、実践コース17,896人) 令和3年度:28,260人(うち基礎コース5,217人、実践コース23,043人) 令和4年度:40,289人(うち基礎コース6,230人、実践コース34,059人) 令和5年度:44,699人(うち基礎コース6,019人、実践コース38,680人) 令和6年度:38,944人(うち基礎コース6,129人、実践コース32,815人)※速報値								
	 ※2 職業訓練受講給付金の受給者数(その年度に職業訓練受講給付金を初めて受給した者の数) 令和2年度:10,406人 令和3年度:13,371人 令和4年度:15,289人 令和5年度:10,453人 令和6年度:7,673人 								
	〇 ハローワーク利用者への訓練の周知・受講勧奨に加え、関係機関や生活困窮者の支援機関と連携した訓練の周知・広報、SNSなどを活用したアウトリーチ型の周知・広報を実施するとともに、訓練コースの設定を促進している。								
	〇 しかしながら、対象者人員(当初見込み)には届いていない状況。 (参考)令和6年度は受講者数当初見込み48,261人に対して、受講者数(※速報値)は38,944人(対前年度比13%減)。								
施策実現のための課題	1		ならずに失業しているオ 促進に取り組む必要が		雇用保険の対象になっ	ていない方々に対する安	定した就職の実現に		
	2	必要な者に制度に 受講促進に取り組む		ハない可能性があり、引	き続き、雇用保険を受給	合できない求職者に対する	求職者支援訓練の		
		達成目	標/課題との対応関係		達成目標の設定理由				
各課題に対応した 達成目標	目標1		きない求職者に対し、晴 支給、ハローワークに		求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間の第二のセーフティネットとして創設された制度であり、就職に結びつくための職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保するとともに、また、当該訓練の受講を容易にするために、職業訓練受講期間中に給付金を支給す				
	(課題1)	で いっぱん 文 時中口 い 並 ひ	◇☆☆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J ・	の支誦を各場にするために、職業訓練支誦期間中に紹竹並を文紹することにより、求職者の生活を支援するとともに、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援を行う必要があるため。				
	目標2	雇用保険を受給で を促進する。	きない求職者に対する。	求職者支援訓練の受講	雇用保険の対象とならずに失業している求職者が求職者支援訓練を 通じて安定した就職を実現できるよう、引き続き、ハローワーク利用者 への訓練の周知・受講勧奨やアウトリーチ型の各種周知・広報、訓練 コースの設定促進の取組により、求職者支援訓練の受講を促進する				
	(課題2)	区分	△和○左中	令和4年度	の設定促進の取 必要があるため。 令和5年度	和により、水戦省又援訓 令和6年度	株の支縄を促進する 		
施策の予算額・執行額等		当初予算(a)	令和3年度 25,212,515	〒和4年度 27,775,127	令和5年度 26,844,079		节和 / 年度 26,083,142		
	予算の	補正予算(b)	20,212,010	21,110,121 N	20,044,079 N	20,002,387	20,003,142 N		
	状況 (千円)	繰越し等(c)	0	0	0	0	$\overline{}$		
	(111)	合計(a+b+c)	25,212,515	27,775,127	26,844,079	25,852,397			
	執行	額(千円、d)	15,118,662	17,640,328	19,201,056	18,585,344			
	執行率(%、d/(a+b+c))	60.0	63.5	71.5	71.9			

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等	第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演 説		雇用保険を受給できない方への第二のセーフティーネットとして、職業 訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設しま す。		
のうち主なもの)	第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大 臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説	令和3年3月5日	(感染症対策等) 求職者への就労支援などを充実させるとともに、雇用が不安定な状況 におかれている方々のステップアップを効果的に支援できるよう、求職 者支援制度の運用改善等にも取り組んでまいります。		

達成目標1につい	て雇用保険を受給で	きない求職者に対し、	職業訓練の	実施、職業詞	訓練受講給	付金の支給	、ハローワー	ークにおける	就職支援を	行う	
	指標1	指標の選定理由	求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であるため、就職率(雇用保険適用就職率)を測定指標に設定。 (出典)厚生労働省「ハローワークシステム職業訓練情報データ」より訓練企画室にて集計								
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠									
	求職者支援訓練における、訓	基準値		年月	度ごとの目标	票値		日標値	主要な指標	達成	
	練修了3か月後の雇用保険 適用就職率	一			きごとの実績			口作吧	工女份旧标	上次	
	週 州 祝 戦 平 (アウトカム)	_	令和2年度								
		_	・58%以上 (基礎コー ス) ・63%以上 (実践コー ス)	・58%以上 (基礎コー ス) ・63%以上 (実践コー ス)	・58%以上 (基礎コー ス) ・63%以上 (実践コー ス)	・58%以上 (基礎コー ス) ・63%以上 (実践コー ス)	・58%以上 (基礎コー ス) ・63%以上 (実践コー ス)	・58%以上 (基礎コー ス) ・63%以上 (実践コー ス)	0	Δ	
			・52.5%(基 礎コース) ・60.0%(実 践コース)	・53.9%(基 礎コース) ・60.0%(実 践コース)	礎コース)	礎コース)	礎コース)				
測定指標	指標2 求職者支援訓練修了者における満足度(アウトカム) 【参考】指標3 職業訓練受講給付金初回受	指標の選定理由	講者の満足を対し、対するがある。 (参考) 令者 (参考) 令者 (動産) である。 (参考) できる。 (参	性度を把握する 必要るため があるため 16年度訓旨の うち、た旨	ることで、オ には、訓練 、本指標を活 値93.4%は で者に対す 回答数(7,99		制度が求職を 一ワークの 设定。 -ワークの支 ト調査の回行 に出したもの。	者の就職支抗職支援等 就職支援等 援指示によ 答総数(8,51	の就職支援 爰に役立って 業務内容の身 り求職者支持 4人)、分子:	いるか把 見直しを検 援訓練を受	
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指して、総合的な満足度で90%以上を得ることを目標値として設定した。							する指標と	
		基準値			<u> きごとの目</u> 枝 きごとの実約			目標値 主要な指標			
		_	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度			
		_	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上		0	
			94.0%	95.1%	95.1%	92.0%	93.4%				
			実績値								
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	<i>-</i>			
	給者数 (アウトプット)		10,406人	13,371人	15,289人	10,453人	7,673人				

達成目標2につい	きない求職者に対する	求職者支援	訓練の受講	を促進する						
	指標4	指標の選定理由		雇用保険を受給できない求職者に対する、職業訓練の実施による職業能力開発の機会の 確保を把握するため、求職者支援訓練受講者数を測定指標に設定。						
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	令和3、4年度における職業訓練受講給付金の特例措置や雇用保険の訓練延長給付の影響、令和5年度における求職者支援訓練受講者数の伸び率等を踏まえて設定した。							
	求職者支援訓練受講者数 (アウトカム)	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
		-	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度		
測定指標		-	50,000人	50,582人	52,400人	49,591人	48,261人	48,261人		٨
州 左161宗			23,734人	28,260人	40,289人	44,699人	38,944人 (※速報 値)		0	Δ
		実績値								
	+		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	求職者支援訓練設定コース 数(アウトプット)		2,862コー ス	3,508コー ス	3,626コー ス	3,902コー ス	3,445コー ス			
	【参考】指標6	実績値								
	求職者支援訓練デジタル分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
	が戦争又援訓練アンメルカ 野設定コース数 (アウトプット)		175コース	566コース	760コース	982コース	851コース			

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

第18回政策評価に関する有識者会議労働ワーキンググループ(令和7年7月16日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これを踏まえ、以下に示すような対応を行った。

【達成目標1の指標1について】

①基礎コースと実践コースそれぞれ目標値があり、基礎コースは順調に伸び、2年度連続で60%を超えている。それに対し、実践コースは60.6%、61.8%ということで、目標値の63%には若干届いてないが、かなり目標値に近い数字。そのため、基礎コースの目標値の設定をもう少し上げてもいいのではないか。基礎コースの実績は順調に伸びてきており、しっかり取り組まれている成果であり、あえて58%以上という目標を維持し続ける必要もないのではないかと思うので、目標の設定の仕方を検討いただいきたい。

⇒基礎コースの目標値については、中央職業能力開発協議会等の場において、学識者や労使等の関係者とも協議しつつ、検討する。

②実践コースは、ほぼ100%に近づいているけれども、まだ目標達成ではないということから、分析のところに、何か要因のようなものを書いていただいてもよいのではないか。

定着率について、訓練だけで定着率が高まるかというと、そういう訳でもないということは分かりつつも、1つの要素ではあると思うので、何か参考 資料とすることも検討いただきたい。

⇒ご指摘を踏まえ、「施策の分析」欄に要因を記載する。

職場への定着支援を行う施策において、職場定着率の背景要因を把握・分析し、当該施策に生かしていくことは重要と考える。求職者支援訓練を経た就職後の職場定着率については、定着率の把握方法も含めて引き続き検討してまいりたい。

【達成目標1の指標2について】

③軒並み90%台半ば程度に達している中、90%を目標と維持し続けており、この目標の設定のあり方も、例えば直近の3年度の平均値を使うことなど、検討いただきたい。

⇒ご指摘を踏まえ、次回の利用者アンケート調査において、調査内容を再検討するとともに、目標設定のあり方も含めて検討してまいりたい。

④目標を上げることもあるが、満足の部分を「非常に満足」と「満足」に分けている中で、「非常に満足」だけを指標にするなど、何らかの工夫が必要。

⇒令和6年度満足度調査において、回答全体における「満足」のみの割合を算出すると68.9%、「まあまあ満足」の割合は24.5%となり、比較的高い 割合の受講者に「満足」と回答いただいているところ。

「満足」「まあまあ満足」の選択肢については、設問に別途判断基準を記載などしておらず、同程度の満足度でも受講者によってどちらも選びうると ころであり、五段階評価における「満足」または「まあまあ満足」のいずれかの回答から算出することが適当と考えている。

ご指摘を踏まえて、調査内容の見直しについては適宜検討する。

学識経験を有する者の知 見の活用

【達成目標2の指標4について】

⑤職業訓練受講給付金の特例措置の影響を踏まえて目標値を設定したということで、確かに、特例措置の影響で増えた実績が、特例措置がなくなって下がったように見えるが、特例措置の前の令和3年度と比べると上がっているとも解釈できる。今回の目標値自体は、特例措置がなくなることを踏まえて設定されているという理解でいいのか。

・聞よれて設定されているという理解でいいのか。 その上で、令和6年度実績値3万8,944人という数字の見方を補足いただきたい。

⇒令和6年度の目標値については、令和3、4年度における職業訓練受講給付金の特例措置の終了による、一定程度の受講者数減少は見込まれ

・令和4年7月の雇用保険法の改正により、雇用保険受給資格者への受講指示の対象にも求職者支援訓練を追加し、雇用保険の訓練延長給付も 受給可能としたこと

・令和5年4月から職業訓練受講給付金の特例措置が一部恒久化したこと

・令和5年度における求職者支援訓練受講者数の伸び率

等を踏まえて、令和3年度の特例措置以前の実績よりも高い水準で設定しているところ。

その上で、令和6年度実績である3万8,944人という結果については、足下の雇用失業情勢において売り手市場(人手不足)が続いており、特に若年層の求職者は職業訓練を受講しなくとも就職しやすいため、訓練受講に繋がらなかった等の要因が考えられる。

【全体(目標値の設定)について】

⑥どうしても届きやすい目標の維持をしたがるが、やはり目標は、ややストレッチな数値を置いて、その点も評価したほうがいいとかねてより思っており、検討いただきたい。

⇒目標設定については、近年の実績も踏まえて、どのような目標値が適切か等について多方面のご意見等もききながら検討してまいりたい。

【全体(指標の設定)について】

⑦定着、その前提で就職が大事だが、現在、労働政策全体として取り組まなければいけないのは、何といっても賃上げ。求職者支援訓練がどのぐらいの賃金につながっているのかということは非常に大きな関心事で、ただ訓練を受けたということと、賃金分布が、例えば雇用保険加入者だけを見ても、かなりの賃金の改善につながっているのだという状況になっているとすれば、そのこと自体の広報が非常に受講者を増やすことにもつながるかもしれない。

不況期であれば就職率などが非常に重要だが、今、労働施策としては、こちらの施策に限らないが、賃金に結び付く政策になっているのかが、かなり共通課題となっている時期。

今後どのくらい目標に加味できるか分からないが、少なくとも、そういうことを把握して実態もきちんと示していくのだというように、そのこと自体がかなり野心的な取組になると思うので、是非、御検討いただいきたい。

おそらく就職率が上がっているということは、それなりに魅力のある制度になっているからであり、初任給は全体に上がっているので賃金は上がっているはずだが、そういう雇用条件の改善につながっているかどうかということも是非、併せて検討いただきたい。

⇒ご指摘を踏まえて、転職前後の賃金を捕捉・比較する方法等を検討してまいりたい。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】					
		(判定結果) B【達成に向けて進展あり】					
		(判定理由) 【達成目標1:雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う】 ・ 指標1の求職者支援訓練における訓練修了後3ヶ月後の就職率については、基礎コースは目標を達成した一方、実践コースは目標にわずかに届かなかったため、達成度は「△」とした。 ・ 指標2については、求職者支援訓練終了者における満足度が90%以上という目標を達成した。					
	総合判定	【達成目標2:雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する】 ・ 指標4については、コロナ禍の特例措置として、一部の訓練コースにおいて訓練期間・時間の特例措置を設けていたが、令和6年4月より特例措置が見直されたこともあり、目標には届かなかった。					
		【総括】 ・ 以上より、全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」となり、現行の取組を継続した場合に、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられることから、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとして、B【達成に向けて進展あり】と判定した。					
		(有効性の評価)					
		【達成目標1:雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う】 ・ 指標1については、実践コースは目標にわずかに届かなかった(目標達成率98%)ものの、実績値は前年度比増かつ近年上昇傾向にあり、また、基礎コースは目標を達成した(目標達成率108%)ことから、現下の取組は有効に機能していると評価できる。 ・ 指標2については、目標を達成していることから、求職者支援制度の受講者等に対するハローワークにおけるきめ細かな就職支援(職業訓練の開始前から終了後の就職に至るまで、就職に向けた個別・伴走型の支援)等が有効に機能していると評価できる。					
		【達成目標2:雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する】 ・ 指標4については、コロナ禍の特例措置として、一部の訓練コースにおいて訓練期間・時間の特例措置を設けていたが、令和6年4月より特例措置が見直されたこともあり、目標には届かなかった。しかし、雇用保険の対象とならずに失業している求職者に対する各種周知・広報等の取組により、概ね目標は達成していることから、現在の取組は有効に機能していると評価できる。					
		(効率性の評価)					
		【達成目標1:雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワークにおける就職支援を行う】 近年予算額が大きく変わっていない中、ハローワークが職業訓練の情報提供から訓練受講後の就職までの支援を、訓練実施機関との連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行ったことにより、指標1については概ね目標を達成、指標2については目標を達成しており、求職者支援訓練は効率的に実施していると評価できる。					
評価結果と 今後の方向性		【達成目標2:雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する】 指標4については、近年予算額が大きく変わっていない中、雇用保険の対象とならずに失業している求職者が求職 者支援訓練を通じて安定した就職を実現できるよう、求職者支援制度の周知・広報や積極的な受講勧奨の取組を 行ったことにより、目標を概ね達成しており、求職者支援制度の受講促進について効率的に実施していると評価でき る。					

(現状分析) 【達成目標1:雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワー |クにおける就職支援を行う】 求職者支援制度は、雇用保険の受給資格者でない求職者に対し、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与 する訓練を実施し、一定の要件を満たす場合には、訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付 |金を支給して、対象者の早期再就職を図ることを目的としており、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティ |ネットとして位置づけられ、その役割は重要である。なお、指標1の実践コースの訓練修了3か月後の雇用保険適用 |就職率について目標を下回ったのは、全修了者に占める割合の高い「デザイン分野」の修了者の就職率が低くなって いることや、地域によっては訓練内容に見合う求人が少ない等により、求職活動期間が長期化していることなどが要 因と考えられる。しかしながら、指標1・2の実績値も順調に推移していることから、引き続き、目標達成を目指し、雇用 保険の対象になっていない方々等の安定した就職の実現に向けて就職支援等に取り組む必要がある。 【達成目標2:雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する】 指標4については、近年、連続して目標に届いていない(対象者人員(当初見込み)に届いていない)が、受講促進 に向けては、令和5年度の行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘等も踏まえ、 ・ハローワークにおける求職者への周知のほか、生活困窮者等を支援する地方公共団体など関係機関との連携の |強化や各種マスメディアを活用した幅広い広報 ・ 地域職業能力開発促進協議会でのヒアリング等を通じて企業が求める人材ニーズに応じたデジタル分野コースの |充実を図るとともに、デジタル分野の訓練コースの奨励金上乗せにかかる必要な予算額の計上、企業実習を組み込 んだコースの設定など訓練内容の改善、ハローワークにおける職業訓練修了者歓迎求人や未経験者応募可能求人 |の確保など就職支援の強化 ・職業訓練コースについて、地域職業能力開発促進協議会において、関係者からの意見の聴取や産業ニーズを踏 |まえた訓練内容を設定するとともに、職業訓練コースの内容に関連した業務への就職となるよう同会ワーキンググ ループにおいて、個別の訓練コースの訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュ ラム等の改善 |等に取り組んでいるところ。求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして位置 づけられ、その役割は重要であることから、引き続き、目標達成を目指し、雇用保険の対象になっていない方々等の 安定した就職の実現に向けて受講者の確保に取り組む必要がある。 (施策及び測定指標の見直しについて) 【達成目標1:雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、ハローワー クにおける就職支援を行う】

求職者支援制度について、就職率及び訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握・分析し、必要な場合には、訓練内容やハローワークの就職支援等業務内容の見直しを検討する必要があることから、引き続き指標1と指標2を測定指標に設定し、目標達成に向け、着実に取組を進める。

次期目標等への 反映の方向性

【達成目標2:雇用保険を受給できない求職者に対する求職者支援訓練の受講を促進する】

| 求職者支援制度について、安定した就職の実現に向けて、訓練受講が効果的であると思われる求職者に対して受 |講促進を図るため、引き続き目標達成に向け、着実に取組を進める。

参考•関連資料等

- ・ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)(下記検索サイトから検索できます) URL:https://laws.e-gov.go.jp/
- 求職者支援制度

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html

職業安定局 担当部局名 人材開発統括官	(職業安定局) 訓練受講支援室長 吉村 賢敏 作成責任者名 (人材開発統括官) 訓練企画室長 鈴木 良尚	政策評価実施時期	令和7年7月
---------------------------	------------------------------------------------------------------------	----------	--------